

大情審答申第 252 号  
平成 21 年 10 月 15 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会  
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 5 月 29 日付け大こ青第 268 号等別表 1 から 3 までの（あ）欄に記載の各諮問書により諮問のありました 3 件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 及び 2 の（い）欄に記載の部分公開決定において公開しないこととした部分のうち、別表 5 に掲げる部分について公開すべきである。あわせて、実施機関が行った別表 3 の不存在による非公開決定を一部取り消し、別表 6 に掲げる文書を特定し、改めて公開決定等すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 20 年 3 月 11 日に別表 1 の（え）欄に記載の請求内容による公開請求（以下「本件請求 1」という。）を、平成 20 年 6 月 27 日に別表 2 及び 3 の（え）欄に記載の請求内容による公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求 1 に対し、別表 1 の（お）欄に記載する各公文書（以下「本件文書 1」という。）を特定し、別表 1 の（か）欄に記載する情報を公開しない理由について、別表 1 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 20 年 3 月 25 日付け大こ青第 1835 号により部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）を行った。

また、実施機関は、本件請求 2 に対し、別表 2 の（お）欄に記載する各公文書（以下「本件文書 2」という。）を特定し、別表 2 の（か）欄に記載する情報を公開しない理由について、別表 2 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 20 年 7 月 10 日付け大こ青第 477 号により部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）を行うとともに、本件請求 2 に係る本件文書 2 以外の文書（以下「本件文書 3」という。）を保有していない理由を別表 3 の（か）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、平成 20 年 7 月 10 日付け大こ青第 476 号により不存在による非公開決定（以下「本件決定 3」という。）を行った。

### 3 異議申立て

異議申立人は、別表1及び2の(け)欄並びに別表3の(く)欄に記載の各年月日に、本件決定1から3までの各決定(以下「本件各決定」という。)を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、それぞれ異議申立てを行った。

## 第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 関目東学童保育所(以下「関目東学童」という。)及び関目学童保育所(以下「関目学童」といい、両学童保育所を総称して「両学童」という。)について

本市では、留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業実施者(各学童保育所)に対して、その事業に要する経費の一部を補助し留守家庭児童の健全育成を図ることを目的として、大阪市留守家庭児童対策事業を実施しており、毎年度初めに各学童保育所からの事業補助申請を受け付け、審査のうえ補助金交付の可否を決定している。

異議申立人は、こうした学童保育所のひとつである関目東学童の隣家住民であり、平成18年11月以降現在に至るまで、関目東学童について騒音苦情を訴えている。また、関目東学童並びに近隣の関目学童について、別個の学童保育所として補助金交付を受けているが、実態として一つの学童保育所として活動しているとの疑念を抱いている。

### 2 本件決定1及び2について

本市としては、本件請求1及び2について、本件文書1及び2を公開することとしたが、これらの書類に記載されている事項のうち、学童保育所代表者個人の住所・氏名・自宅電話番号・個人印の印影、学童保育所職員(指導員)の氏名・年齢・職種・勤続年数・資格等、助成金交付先の口座番号・口座名義(学童保育所名を除く個人の氏名等)・口座名義人住所・自宅電話番号、学童保育所利用児童名・学校名・入会理由のうち家庭の状況に関わるもの・障害の状況については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により、特定の個人を識別することができ、かつ同号ただし書ア、イ、ウに該当しない。こうしたことから、条例第7条第1号に該当するとして、本件決定1及び2を行ったものである。

異議申立人は、本件決定1及び2を不服として、個人情報であっても法人の代表者等の情報は公開されるべきであると主張している。

しかし、両学童ともに、利用児童の保護者で構成する保護者会により運営されており、代表者も1年あるいは数年で交替される場合が多く、実態上も代表者自身が学童保育所を運営されているわけではない。こうしたことから、代表者氏名も条例第7条第2号の法人等の情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当せず、個人に関する情報として条例第7条第1号により非公開とすべきものと判断した。

以上のことから、本件文書1及び2には、条例第7条第1号に該当する部分があるため、当該部分を非公開とする部分公開としたものである。

### 3 本件決定3について

留守家庭児童対策事業に係る文書は留守家庭児童対策事業関係書類に編綴されており、その保存期間は10年であるが、当該文書が「歴史的文化的価値を有する書類」に指定されていることから、保存期間終了後は公文書館書庫にて保管されている。そこで、関目学童は昭和51年4月開設、関目東学童は昭和54年4月開設のため、昭和51年度以降の留守家庭児童対策事業関係書類（以下「本件関係書類」という。）の簿冊を調べた。

その結果、当該簿冊について、昭和51年度は保存しておらず、昭和52年度から平成13年度までは全ての年度の簿冊が存在した。当該簿冊には、年度により一部異なるが、留守家庭児童対策事業に係る助成要綱改正及び市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との委託契約に係る文書、学童保育所新規開設等の委託先からの進達、国・府・他市等からの照会に対する回答、団体交渉記録、新聞記事、指導員研修感想文、各学童保育所登録児童一覧等が編綴されていた。

しかし、当該学童保育所からの「助成申請書（写し等も含め）」は、いずれの年度分も不存在であった。これは、留守家庭児童対策事業が、制度開始から平成18年度まで市社協への委託事業であったことから、各学童保育所からの毎年度の助成金申請書は市社協会長あてに提出され、市社協で保存していたことが理由である。また、「実績報告書」には、各学童保育所から毎年度末に提出される「精算報告書」が該当するが、この「精算報告書」についても、平成18年度までは各学童保育所から市社協会長あてに提出され、「助成申請書」と同じく市社協で保存されるべき書類である。

今回、情報公開請求に基づいて該当する文書を探したところ、市社協会長あてに提出された平成7年度から11年度分の「精算報告書」の写しのみが編綴されていた（その他の年度の「精算報告書」は保存されていなかった）ため、請求のあった両学童分について、個人情報に係る部分を非公開とする本件決定2を行い、現に本市で保存していない文書について、本件決定3を行ったものである。

異議申立人は、平成7年度から11年度の「実績報告書」と平成14年度から18年度の「実績報告書」が部分公開されたことから、その間の平成12年度から13年度の「実績報告書」も存在しないことはありえないとして、本件決定3に異議を申立てたものである。

ところが、平成12年度、13年度分については、本件関係書類の簿冊は存在し、同事業の関係書類が種々編綴されているが、「実績報告書」は存在しなかった。

そもそも、「実績報告書」は、各学童保育所から市社協会長あてに提出されるもので、市社協にて保存されるべき書類であり、本来、本市で保存する必要のないものである。当時の詳細は不明であるものの、平成7年度から11年度分の「精算報告書」の写しは、何らかの理由で市社協から取り寄せたものと思われるが、本市で保存していることが例外的なものである。

なお、別途部分公開した本件文書1も、市社協から当該文書の写しの提供を受けたものである。

#### 4 本件決定1の補充理由説明について

実施機関は、平成21年6月24日付け大こ青第464号により、本件決定1の理由をおおむね次のとおり補充説明している。

本件決定1において公開しないこととした部分のうち、助成金交付先の口座番号

及び口座名義（学童保育所名を除く）は、助成金の振込みを受けるための金融機関に関する情報であるが、助成金振込口座については、各学童保育所の判断で金融機関や口座名義を設定しており、これらの情報を公開した場合、当該学童保育所の金融機関口座が特定され、団体としての経済上の権利等正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号にも該当する。

#### 第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 両学童について

関目学童に対しては、こども青少年局は、毎年度書類審査だけで現地調査をしないで、大阪市留守家庭児童対策事業補助金の交付決定をしている。平成20年1月頃から関目学童の現地を見ているが、活動しておらず子供もいなくて、電気も点いていない様子である。平成20年3月に異議申立人自身が行った10軒程度の近隣への聞き取り調査でも、何年もの間、活動実態が確認できなかった。

また、関目東学童については、毎日騒音で悩まされている。こども青少年局は騒音の確認に4回来たが、その都度、関目東学童の学童は30分前に公園に行き、確認の際は静かだった。

実態としては、関目東学童で関目学童の学童と一緒に活動している。関目学童の学童は、関目東学童の開設と同時に移り、関目学童は活動していない。関目東学童では、学童の人数が40人程度もいるので、指導員が注意しても聞かない。

関目東学童の利用登録児童数は平成18年度28人、平成19年度27人であり、関目学童の利用登録児童数は平成18年度11人、平成19年度12人である。両学童の利用登録児童数を合わせると、平成18年度も19年度も39人となる。

両学童は、「地域住民の理解を得ていること」という大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱の第4条に定める交付要件を満たしておらず、違法運営されている。

##### 2 本件決定1（補充理由説明を含む）及び2について

個人情報であっても法人の代表者等の情報は公開される情報と考えるため、本件決定1及び2の部分公開決定を取り消し、公開を求める。

違法運営されている両学童についての情報は、個人情報であっても法人の代表者等の情報は公開される情報と考える。

また、補充理由説明に関しては、当初、個人情報に該当するといって非公開だったものが、法人その他の団体に関する情報と記載されている点につき、同じ書類内で両方の理由を重ねて使用している。法人の代表者の氏名、住所は公開される情報である。これらは違法運営している代表者たちである。

##### 3 本件決定3について

本件決定3を取り消し、公開することを求める。

平成7年度から平成11年度の文書が存在し、平成14年度から平成18年度の文書が存在するのに、平成12年度と13年度の文書が存在しないということとはありえない。たとえ存在しなくても補助金は出ているはずである。

本件関係書類は歴史的文化的価値を有する書類に指定されており、これだけ価値

ある書類は全てあって当然である。年度により一部異なるということはありません。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 対象文書について

#### (1) 本件文書1について

実施機関によれば、平成18年度までは「留守家庭児童対策事業」は市社協への委託事業となっており、「大阪市留守家庭児童対策事業助成要綱」（以下「助成要綱」という。）の規定に基づき、助成対象事業の実施者に助成金が交付され、平成19年度以降は、「大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱」（以下「補助要綱」という。）の規定に基づき、補助金の交付対象となる事業の実施者に補助金が交付されているとのことである。

本件文書1及び2の各文書の構成は別表4に記載のとおりである。

まず、本件請求1に対応する両学童の助成金の申請書としては、助成要綱に基づき事業実施者が助成金の交付を申請する際に市社協に提出する「留守家庭児童対策事業助成金交付申請書」（以下「文書①」という。）とそれに添付される「収支予算書」（以下「文書②」という。）、「利用登録児童一覧表」（以下「文書③」という。）及び「障害児加算対策児童一覧表」（以下「文書④」という。）が該当する。

なお、加算金の交付申請にあたり、「留守家庭児童対策事業時間延長加算助成金交付申請書」（以下「文書⑤」という。）及び「留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算助成金交付申請書」（以下「文書⑥」という。）が提出されているため、これらも申請書に該当する。

また、実績報告書としては、「助成金精算報告書」（以下「文書⑦」という。）とそれに添付される「収支決算書」（以下「文書⑧」という。）、「事業実績報告書」（以下「文書⑨」という。）が該当する。

次に、本件請求1に対応する両学童の補助金の申請書としては、補助要綱に基づき事業実施者が補助金の交付を申請する際に市に提出されている「留守家庭児童対策事業補助金交付申請書」（以下「文書⑩」という。）と文書②及び③に加え、「留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算補助金交付申請書」（以

下「文書⑪」という。)及び「留守家庭児童対策事業時間延長加算補助金交付申請書」(以下「文書⑫」という。)が該当する。

(2) 本件文書2及び3について

本件請求2に対応する両学童の助成金交付にかかる実績報告書としては、別表4に記載のとおり、文書⑦、⑧及び⑨が存在し、これらは本件文書2に該当するが、それ以外の文書は存在せず、本件文書3は不存在とのことである。

### 3 争点

実施機関は、本件文書1及び2について、条例第7条第1号及び第2号を理由に本件決定1及び2を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定1及び2を取り消し、本件文書1及び2の全部公開を求めている。

また、実施機関は、本件文書3について、不存在を理由に本件決定3を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書3が存在しないことはあり得ないとして、本件決定3を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件文書1及び2の条例第7条第1号及び同条第2号該当性並びに本件文書3の不存在を理由として行った本件決定3の妥当性の問題である。

### 4 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

なお、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものとするのが相当であり、条例第7条第1号の「個人に関する情報」に当たらない。

(2) 特段の配慮を要する情報について

基本的な考え方については上記(1)のとおりであるが、当該記述が、その内容や性質からして特段の配慮を要する情報の場合には、当該個人の識別性について慎重に検討する必要がある。

当該個人の識別性を検討するに当たっては、照合の対象となる「他の情報」と

して、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報だけでなく、何人も公開請求できることから、仮に当該個人が居住する地域の住民等であれば保有している情報又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解すべきである。

また、当該個人が識別されなくとも、公にすることによりなお当該個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかについても、慎重に検討する必要がある。

### (3) 条例第7条第1号本文該当性について

別表1及び2の(か)欄に掲げる各情報について、実施機関は条例第7条第1号に該当するとして非公開としているので、まず、当該各情報の条例第7条第1号本文該当性について以下のとおり検討する。

ア 「個人(代表者)の住所」、「氏名」、「電話番号」及び「印影」について  
まず、「氏名」について、文書①、②及び⑤から⑫までの各文書に記載されているが、これらの文書における氏名記入欄の表記は「代表者氏名」であり、助成要綱や補助要綱に基づく事業実施者である両学童の代表者の氏名であると認められる。

この氏名に関し、実施機関は、両学童ともに、利用児童の保護者で構成する保護者会により運営されており、代表者も1年あるいは数年で交替するケースが多く、実態上も代表者自身が学童保育所を運営しているわけではないから、個人に関する情報であると主張している。

しかしながら、学童保育所は法人ではないが社団の実質を備えており、代表者の定めがあることから条例第7条第2号の「その他の団体」に当たると解されるところ、当該氏名は、助成金又は補助金の交付を受ける学童保育所助成要綱及び補助要綱に基づく申請等を行う際に、団体の代表者として記載する氏名である。

したがって、これらの文書に記載される代表者の氏名は、団体を代表する者が当該団体の職務として行う行為等当該団体の行為そのものと評価される行為に関する情報であると認められ、個人に関する情報とは認められない。

次に、「個人(代表者)の住所」及び「電話番号」であるが、文書①、⑤から⑦及び⑩から⑫までの各文書に記載されており、各文書における記入欄は「代表者住所」「電話番号」となっている。

実施機関によれば、これらの各欄には代表者個人の自宅住所及び自宅電話番号が記載されているとのことである。

当審査会で見分したところ、これらの各文書の一部を除いては、学童保育所の所在地や電話番号を記載する欄が別に設けられており、「代表者住所」及び「電話番号」の欄には、代表者個人の自宅住所や自宅電話番号が記載されていると認められる。

そうすると、代表者個人の自宅住所や自宅電話番号は、団体代表者としての情報であると同時に個人に関する情報でもあるといえる。

本件においては、助成及び補助を受ける学童保育所の所在地や電話番号が既に公開されている状況を踏まえれば、代表者個人の生活の本拠である自宅住所や自宅電話番号を団体の情報として公開すべき必要性は低く、また、これらの情報は公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、「印影」は、「氏名」が記載されている各文書に押印されているものであるが、代表者個人の印が押印されており、これを公開すると、偽造等により、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

イ 「職員（指導員）の氏名」、「年齢」、「勤続年数」、「資格等」及び「職種」について

まず、「職員（指導員）の氏名」は、文書①、⑨及び⑩に記載されており、その氏名は学童保育所の職員（指導員）の氏名であり、個人に関する情報であって、当該情報のみで特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

次に、文書①及び⑩に記載の「年齢」及び文書⑨の一部に記載の「職種」であるが、これらは学童保育所の職員（指導員）の年齢や職種であり、当該情報そのものでは特定の個人を識別することはできないが、関目東学童及び関目学童という特定された学童保育所の職員（指導員）の年齢や職種であり、通常、学童保育所の職員（指導員）は数名程度であることを考慮すれば、当該学童を利用する児童又は保護者にとっては、特定の個人を識別可能な情報であると認められる。

他方、文書①及び⑩に記載の「勤続年数」及び「資格等」は、個人に関する情報ではあるが、他の情報と照合することによっても、直ちに特定の個人を識別することが可能であるとは認められない。

ウ 「助成金送付先の口座番号」、「口座名義（学童保育所名を除く）」、「名義人住所」及び「電話番号」について

まず、文書①、⑤及び⑥に記載の「助成金送付先の口座番号」及び「口座名義（学童保育所名を除く）」は、学童保育所に対する助成金の受取口座に関する情報であることから、個人に関する情報とは認められない。

なお、上記各情報について、実施機関は補充理由説明書において、条例第7条第2号にも該当すると説明しているので、下記5において、同号該当性を検討する。

次に、文書①、⑤及び⑥に記載の助成金受取口座に関する情報としての「名義人住所」及び「電話番号」についてであるが、前記アの「個人（代表者）の住所」及び「電話番号」と同様に、個人の生活の本拠である自宅住所や自宅電話番号であることから、個人に関する情報であって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ 「児童名」、「学校名」、「入会理由のうち家庭の状況に関わるもの」及び「障害の状況」について

「児童名」は文書③、④、⑤及び⑫に、「学校名」は文書③及び④に、「入会理由のうち家庭の状況に関わるもの」は文書③に、「障害の状況」は文書④に、それぞれ記載されている。

まず、「児童名」は、学童利用予定者の児童氏名であり、個人に関する情報であって、当該情報のみで特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

また、「学校名」は、学童利用予定者の通学する小学校名のことであり、特定の小学校から学童保育所を利用する児童が1名である場合などは、学校名を明らかにすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが

可能であると認められる。

次に、「入会理由のうち家庭の状況に関わるもの」及び「障害の状況」についてであるが、いずれも個人に関する情報ではあるものの、当該記述のみでは特定の個人を識別することはできない。

しかしながら、これらの情報は、学童保育所を利用する児童の留守家庭における具体的な家庭状況や、障害児における具体的な障害の内容であるところ、その性質及び内容を踏まえると、これらの非公開とされた情報は、特段の配慮を要する情報であると認められ、他の学童利用児童やその保護者等の当該学童保育所の関係者等が知り得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能であると認められる。

#### オ 条例第7条第1号本文該当性についての小括

以上により、「個人（代表者）の住所」、「電話番号」、「印影」、「職員（指導員）の氏名」、「年齢」、「職種」、「名義人住所」、「電話番号」、「児童名」、「学校名」、「入会理由のうち家庭の状況に関わるもの」及び「障害の状況」の各情報は、条例第7条第1号本文に該当するが、その余の各情報は同号本文に該当しないと認められる。

#### (4) 条例第7条第1号ただし書該当性について

上記(3)で条例第7条第1号本文に該当すると判断した各情報について、同号ただし書該当性を検討すると、これらを公にすることとした法令等は存在せず、また、公にしている慣行も見受けられないことから、同号ただし書に該当しない。

また、その性質上、ただし書イ及びウにも該当しない。

#### (5) 条例第7条第1号該当性についての総括

以上により、別表1及び2の(か)欄に掲げる各情報のうち、「個人（代表者）の住所」、「電話番号」、「印影」、「職員（指導員）の氏名」、「年齢」、「職種」、「名義人住所」、「電話番号」、「児童名」、「学校名」、「入会理由のうち家庭の状況に関わるもの」及び「障害の状況」の各情報は、条例第7条第1号に該当するが、その余の各情報は同号に該当しないと認められる。

### 5 条例第7条第2号該当性について

#### (1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第2号該当性の検討

実施機関は、補充理由説明書において、別表1の(か)欄に掲げる各情報のうち「助成金送付先の口座番号」及び「口座名義(学童保育所名を除く)」について、条例第7条第2号に該当すると説明している。

まず、助成金送付先の口座に関する情報は、留守家庭児童対策事業助成の承認を受けた学童保育所が、助成要綱に基づき交付申請を行うに際し、当該助成金の送付先として記入される情報であるところ、実施機関が非公開としている「助成金送付先の口座番号」については、団体の経理上の内部管理に属する情報であると認められる。

また、「口座名義(学童保育所名を除く)」については、助成金送付先口座の口座名義のうち、学童保育所名を公開し、引き続き代表者又は会計担当者の氏名部分を非公開にしていると認められるところ、この氏名は、学童保育所の口座を管理している名義人の情報に当たり、これも団体の経理上の内部管理に属する事項に関する情報であると認められる。

また、これらの情報は、その内容及び性質からして、同号ただし書にも該当しない。

以上のことから、「助成金送付先の口座番号」及び「口座名義(学童保育所名を除く)」については、条例第7条第2号に該当すると認められる。

6 本件決定3の妥当性について

(1) 実施機関は、本件請求2に対し、本件決定2において特定した本件文書2以外に対象となる文書は存在しない旨の本件決定3を行っている。

その理由について、申請書及び実績報告書は、両学童から市社協会長あてに提出されるもので、市社協において保存され、本市において保存されるべき書類ではないが、本件文書2については、何らかの経緯で写しを取り寄せたものと思われ、これらを本市が保存していることが例外的なものであると説明している。

(2) 他方、異議申立人は、平成14～18年度分の本件文書1及び平成7～11年度の本件文書2が存在するのに、その間の平成12年度と13年度の文書が存在しないということは、補助金も出ているはずであり、あり得ないと主張している。

併せて、本件関係書類は歴史的文化的価値を有する書類(以下「歴文指定文書」という。)に指定されており、これだけ価値ある書類は全てあって当然である。年度により一部異なるということはあると主張している。

(3) そこで、対象文書の存否並びに平成13年度以前の助成金交付申請書及び実績報告書の取扱いについて確認するため、当審査会で事務局職員をして本件関係書類を見分させたところ、本件文書2以外に、両学童から提出又は報告された助成金交付申請書及び実績報告書は存在しなかった。

また、本件関係書類中の決裁文書等から、昭和46年度以降は、助成要綱に基づく補助金交付に関する事務を市社協に委託していること、並びに、助成金交付申請書及び実績報告書は、昭和57年度の助成要綱改正により、市社協あて提出又は報告しなければならないと規定されていることが確認されたことから、昭和57

年度以降の分は市社協において保存されるべき文書であると認められる。

なお、昭和 56 年度以前の分は、昭和 57 年度改正前の助成要綱では、市長あて申請又は届出となっているが、昭和 46 年度から市社協に運営費助成等に係る補助金交付の事務を委託していることや、実施機関の主張のとおり、本件文書 2 以外の助成金交付申請書及び実績報告書は本件関係書類中に存在しなかったことから、市社協において取り扱われていたと推認される。

- (4) 一方、市社協における文書管理に関する定めとしては、「大阪市社会福祉協議会文書規程」があり、当審査会において確認したところ、助成金交付申請書及び助成金精算報告書の保存期間は 5 年と定められており、これらは、市社協において整理及び保存される文書であったと認められる。

平成 13 年度以前の助成金交付申請書及び実績報告書は、本件請求 2 があった時点において既に保存期間の 5 年を経過していたが、実施機関においては、念のため、平成 13 年度以前の申請書等を市社協において保存していないか確認を行った結果、存在しないことを確認しているとのことである。

- (5) 以上の確認内容を踏まえれば、昭和 51 年度以降に開設された両学童から提出又は報告された助成金交付申請書及び実績報告書は、本件文書 2 を除き本市が保有する本件関係書類に存在しないとする実施機関の説明は是認できる。
- (6) しかしながら、本件関係書類には、一部、年度末に市社協から大阪市あてに委託事業に係る委託料の精算と併せて実績報告を行っている文書が存在し、その中には内訳として、両学童への助成の実績が分かる文書が存在することが認められた。

実施機関の説明によれば、本件請求 2 を両学童から提出又は報告された助成金交付申請書及び実績報告書そのものと理解して探索を行い、本件文書 2 を特定し、それ以外は存在しないとする本件決定 3 を行ったとのことであるが、別表 3 の（え）欄に記載の公開請求の趣旨からすれば、両学童から提出又は報告された文書に限る趣旨とは解されず、両学童への助成の実績が分かるものは対象文書として特定すべきであったと認められる。

- (7) したがって、本件請求 2 に対し、本件文書 2 以外に対象文書が存在しないとした本件決定 3 は妥当とは認められず、市社協から大阪市に対し、留守家庭児童対策事業の委託に係る実績報告を行った文書のうち、両学童の実績報告の内容が含まれている年度分を特定し、改めて公開決定等すべきである。

## 7 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 中原茂樹

別表 1 (平成20年度諮問受理第 5 号)

(あ)	諮問書	平成20年 5 月 29 日 付け 大こ青第 268 号
(い)	決定	平成20年 3 月 25 日 付け 大こ青第 1835 号 による 部分公開決定
(う)	請求日	平成20年 3 月 11 日
(え)	請求内容	留守家庭児童対策事業助成金及び補助金の関目東学童保育所、関目学童保育所の 2 箇所分にかかる申請書及び実績報告書 (平成14年度～19年度分)
(お)	公文書の 件名	(関目学童保育所にかかる次の書類) <ul style="list-style-type: none"> <li>・留守家庭児童対策事業助成金交付申請書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・収支予算書 (平成14年度～19年度分)</li> <li>・利用登録児童一覧表 (平成14年度～19年度分)</li> <li>・留守家庭児童対策事業時間延長加算助成金交付申請書 (平成15年度～18年度)</li> <li>・留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算助成金交付申請書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・助成金精算報告書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・収支決算書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・事業実績報告書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・平成19年度留守家庭児童対策事業補助金交付申請書</li> <li>・平成19年度留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算補助金交付申請書</li> <li>・平成19年度留守家庭児童対策事業時間延長加算補助金交付申請書</li> </ul> (関目東学童保育所にかかる次の書類) <ul style="list-style-type: none"> <li>・留守家庭児童対策事業助成金交付申請書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・収支予算書 (平成14年度～19年度分)</li> <li>・利用登録児童一覧表 (平成14年度～19年度分)</li> <li>・障害児加算対象児童一覧表 (平成14年度～17年度分)</li> <li>・留守家庭児童対策事業時間延長加算助成金交付申請書 (平成15年度～18年度)</li> <li>・留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算助成金交付申請書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・助成金精算報告書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・収支決算書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・事業実績報告書 (平成14年度～18年度分)</li> <li>・平成19年度留守家庭児童対策事業補助金交付申請書</li> <li>・平成19年度留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算補助金交付申請書</li> <li>・平成19年度留守家庭児童対策事業時間延長加算補助金交付申請書</li> </ul>
(か)	公開しない こととした 部分	個人 (代表者) の住所、氏名、電話番号、印影、職員 (指導員) の氏名、年齢、 勤続年数、資格等、助成金送付先の口座番号、口座名義 (学童保育所名を除く)、 名義人住所、電話番号、児童名、学校名、入会理由のうち家庭の状況に関わるもの、 障害の状況
(き)	公開しない 理由	大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) 当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の 記述により、特定の個人を識別することができ、かつ同号ただし書アイウに該当し ないため。
(く)	担 当	こども青少年局企画部放課後事業担当
(け)	異議申立て	平成20年 4 月 3 日

別表 2 (平成20年度諮問受理第13号)

(あ)	諮問書	平成20年9月3日付け大こ青第715号
(い)	決定	平成20年7月10日付け大こ青第477号による部分公開決定
(う)	請求日	平成20年6月27日
(え)	請求内容	留守家庭児童対策事業助成金及び補助金の関目東学童保育所、関目学童保育所の2箇所分にかかる申請書及び実績報告書 (13年度以前のもの全て)
(お)	公文書の件名	関目学童保育所及び関目東学童保育所に係る留守家庭児童対策事業助成金精算報告書、収支決算書、事業実績報告書 (平成7年度～平成11年度分)
(か)	公開しないこととした部分	個人の住所、氏名、電話番号、印影、指導員の氏名、職種
(き)	公開しない理由	大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明) 当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により、特定の個人を識別することができ、かつ同号ただし書アイウに該当しないため。
(く)	担当	こども青少年局企画部放課後事業担当
(け)	異議申立て	平成20年7月22日

別表 3 (平成20年度諮問受理第12号)

(あ)	諮問書	平成20年9月3日付け大こ青第712号
(い)	決定	平成20年7月10日付け大こ青第476号による不存在による非公開決定
(う)	請求日	平成20年6月27日
(え)	請求内容	留守家庭児童対策事業助成金及び補助金の関目東学童保育所、関目学童保育所の2箇所分にかかる申請書及び実績報告書 (13年度以前のもの全て)
(お)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	留守家庭児童対策事業助成金及び補助金の関目東学童保育所、関目学童保育所の2箇所分にかかる申請書及び実績報告書(13年度以前のもの全て) ただし、平成20年7月10日付け大こ青第477号にて部分公開決定を行った文書を除く。
(か)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	公文書を作成、又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(き)	担当	こども青少年局企画部放課後事業担当
(く)	異議申立て	平成20年7月22日

別表4 (対象文書一覧表 (本件文書1及び2))

構成		対象文書名	関目学童	関目東学童	公開しないこととした部分
文書①	助成金	留守家庭児童対策事業助成金交付申請書	平成14～18年度	平成14～18年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影、職員(指導員)の氏名、年齢、勤続年数、資格等、助成金送付先の口座番号、口座名義(学童保育所名を除く)、名義人住所、電話番号
文書②	助成金	収支予算書	平成14～19年度	平成14～19年度	氏名、印影
文書③	補助金	利用登録児童一覧表	平成14～19年度	平成14～19年度	児童名、学校名、入会理由のうち家庭の状況に関するもの
文書④	申請書 関係	障害児加算対象児童一覧表	—	平成14～17年度	児童名、学校名、障害の状況
文書⑤		留守家庭児童対策事業時間延長加算助成金交付申請書	平成15～18年度	平成15～18年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影、助成金送付先の口座番号、口座名義(学童保育所名を除く)、名義人住所、児童名
文書⑥		留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算助成金交付申請書	平成14～18年度	平成14～18年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影、助成金送付先の口座番号、口座名義(学童保育所名を除く)、名義人住所
文書⑦		助成金精算報告書	平成7～11年度 平成14～18年度	平成7～11年度 平成14～18年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影
文書⑧	実績 報告書 関係	収支決算書	平成7～11年度 平成14～18年度	平成7～11年度 平成14～18年度	氏名、印影
文書⑨		事業実績報告書	平成7～11年度 平成14～18年度	平成7～11年度 平成14～18年度	氏名、印影、職員(指導員)の氏名、職種
文書⑩	補助金	留守家庭児童対策事業補助金交付申請書	平成19年度	平成19年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影、職員(指導員)の氏名、年齢、勤続年数、資格等
文書⑪		留守家庭児童対策事業土日祝日開設加算補助金交付申請書	平成19年度	平成19年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影
文書⑫		留守家庭児童対策事業時間延長加算補助金交付申請書	平成19年度	平成19年度	個人(代表者)の住所、氏名、電話番号、印影、児童名

別表5（公開すべき情報）

- ・別表4における文書①、②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫中の「氏名」
- ・別表4における文書①及び⑩中の「勤続年数」及び「資格等」

別表6（改めて公開決定等すべき文書）

- ・市社協から大阪市に対し、留守家庭児童対策事業の委託に係る実績報告を行った文書（両学童の実績報告の内容が含まれている年度分）